

盛土規制法に基づく規制区域（案）について

1 要旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大雨に伴う大規模な土石流災害等を契機に、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、土地の用途(宅地、農地、森林等)やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が、令和5年5月26日に施行されました。

松本市では、盛土規制法に基づく規制区域の指定に向けた準備を進めており、このたび、規制区域(案)を作成しました。

2 規制区域の概要

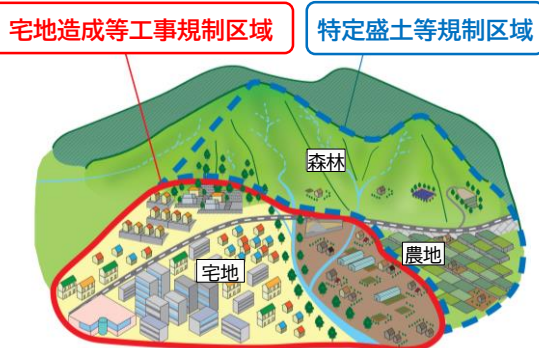
盛土等の崩壊により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域に指定します。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落などからは離れているものの、地形等の条件から、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア等



規制区域のイメージ

3 規制区域（案）

盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要です。

国土交通省の基礎調査実施要領(規制区域指定編)に基づき規制区域(案)を作成したところ、市域全域を規制区域(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)の対象とします。

4 許可対象となる盛土等の規模

規制区域内では、次の行為を行う場合、許可が必要となります。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		